



各 位

会 社 名 日 特 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 進 茂
(コード番号 6 1 4 5)

問 い 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 坂 口 賢 三
電 話 0 4 8 - 8 3 7 - 2 0 1 1

処分価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、処分価格及び売出価格等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

(1) 処分価格（募集価格）	1 株につき	1,128 円
(2) 処分価格の総額		1,128,000,000 円
(3) 払込金額	1 株につき	1,058.22 円
(4) 払込金額の総額		1,058,220,000 円
(5) 申込期間	平成 24 年 2 月 22 日（水曜日）～平成 24 年 2 月 23 日（木曜日）	
(6) 払込期日	平成 24 年 2 月 28 日（火曜日）	
(7) 受渡期日	平成 24 年 2 月 29 日（水曜日）	

(注) 引受人は払込金額で買取引受けを行い、処分価格（募集価格）で募集を行います。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売出株式数		150,000 株
(2) 売出価格	1 株につき	1,128 円
(3) 売出価格の総額		169,200,000 円
(4) 申込期間	平成 24 年 2 月 22 日（水曜日）～平成 24 年 2 月 23 日（木曜日）	
(5) 受渡期日	平成 24 年 2 月 29 日（水曜日）	

3. 第三者割当による自己株式の処分

(1) 払込金額	1 株につき	1,058.22 円
(2) 払込金額の総額	上限	158,733,000 円
(3) 申込期間	平成 24 年 3 月 26 日（月曜日）	
(4) 払込期日	平成 24 年 3 月 27 日（火曜日）	

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 処分価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 24 年 2 月 21 日(火)	1,163 円
(2) ディスカウント率		3.01%

2. 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分に係る手取概算額合計上限 1,209,947,000 円について、長崎工場への設備投資資金として 810,000,000 円(うち、130,000,000 円を平成 24 年 3 月期中、680,000,000 円を平成 25 年 3 月期中)を、ソフトウェア開発資金として 200,000,000 円を充当する予定であります。残額は、平成 25 年 3 月までに運転資金に充当する予定であります。上記資金需要の発生までは、上記手取金は預金口座で管理する予定であります。

なお、ソフトウェア開発資金は、150,000,000 円を平成 25 年 3 月期中にシステム統合及び IFRS 対応のためのソフトウェア開発費用として充当し、50,000,000 円を平成 25 年 3 月期中に製品設計用 CAD の開発費用として充当する予定であります。

また、上記設備投資に関する具体的な内容については、平成 24 年 2 月 13 日に公表しました「自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

3. オーバーアロットメントによる売出しについて

一般募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、一般募集の幹事会社である S M B C 日興証券株式会社が発行人より借り入れる当社普通株式(以下、「借入株式」という。)150,000 株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

これに関連して、当社は、S M B C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下、「上限株式数」という。)を上限に、本第三者割当による自己株式の処分の割当てを受ける権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、平成 24 年 3 月 22 日(木曜日)を行使期限として付与します。

S M B C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、平成 24 年 2 月 24 日(金曜日)から平成 24 年 3 月 22 日(木曜日)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)上限株式数の範囲内で株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C 日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた株式を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当による自己株式の処分の割当てに応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は処分そのものが行われない場合があります。

S M B C 日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当てに応じる場合には、S M B C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

以上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。